



# あなたの空き家・空き地の管理、大丈夫ですか？

空き家や空き地を放置すると、草木が生い茂ったり、老朽化した家屋の屋根等が飛散するなど、周囲の生活環境に影響を与えます。適正に管理されていないことが原因で他者に損害を与えた場合、所有者がその責任を問われます。  
市では、空き家等管理サービス事業者登録制度や各

種補助金等、空き家・空き地の適正な管理のためのさまざまな制度を整備しています。  
空き家・空き地を所有する方は、思わぬトラブルを招かないよう、こうした制度等も活用しながら適正な管理をお願いします。  
★都市計画課 ☎ 25- 1 1 3 6

## 空き家のお悩み相談

市では、空き家の活用や除却を促進するため、次の事業者と協定を結び、連携して空き家問題の解決に取り組んでいます。まずはご相談ください。

**akisol (アキソル) 【株式会社】** ☎ 0120-772-135 (平日：午前9時～午後6時)

空き家のお悩み相談（無料）や空き家問題の解決に向けた情報提供、事業者とのマッチング、物件を0円で手放したい方の相談等を受け付けています。

※相談内容により、費用が発生することがあります。

詳しくは、市HPへ▶



## 本庄市空き家等管理サービス事業者登録制度

「空き家等の管理にお困りの所有者」と「空き家や空き地を管理するサービスを提供する事業者」をつなぐ制度です。

### 空き家・空き地の所有者は…

空き家・空き地の管理でお困りの方に、空き家等管理サービス事業者の情報を提供しています。  
詳しくは、市HPをご覧ください。



### 空き家等管理サービス事業者は…

契約を交わしたうえで、所有者に代わり空き家や空き地を管理します。



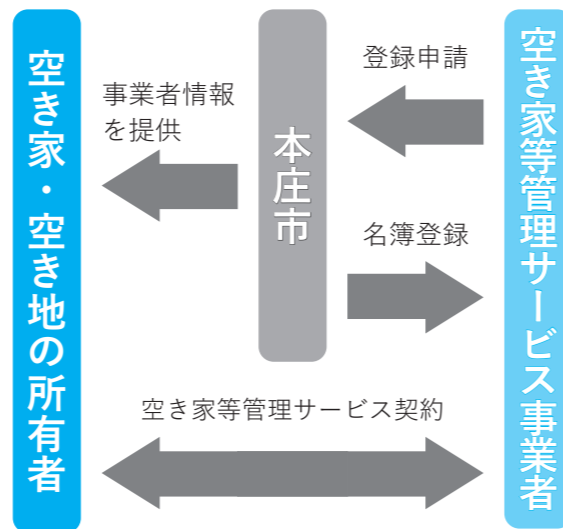
### ▶登録事業者を随時募集しています

登録事業者の情報は、市HP等でお知らせします。なお、登録事業者は年間をとおして募集しています。登録要件等、詳しくは市HPをご覧ください。



市HP

### ◆空き家等管理サービス事業者登録制度のイメージ



### 管理サービスの内容

- (1) 空き家の内外の点検
- (2) 空き家の換気及び通水
- (3) 空き家・空き地の清掃、除草または樹木のせん定
- (4) 空き家の家財の処分
- (5) 空き家の修繕
- (6) 空き家の解体

※事業者により、実施できるサービスは異なります。

## 空き家に関する補助金があります

空き家の除却や活用を進めるため、必要な工事費用の一部を補助しています。

### 本庄市空き家除却補助金

市民の皆さんの安全と安心の確保、生活環境の向上や土地の活用を促進するため、空き家の除却費用の一部を補助します。

**対象者** 市税に滞納のない、次のいずれかに該当する方の所有者  
・ 上記の相続人

- 対象の空き家** 次のすべてに該当する市内の空き家
- ①昭和56年5月31日以前に工事に着手されたもの(昭和56年6月1日以降に増改築されたものを除く)
  - ②空き家及び一体的に利用されている敷地や建築物が1年以上使用されていない
  - ③公共事業等の補償対象になっていない
  - ④所有権以外の権利がある場合、その権利者から除却について同意を得ている
  - ⑤国・地方公共団体の所有でない
  - ⑥本庄市木造住宅耐震改修補助金を受けていない

**補助金額** 空き家の解体、撤去、処分に係る工事費用の一部(居住誘導区域内：上限50万円、その他の区域：上限30万円)

### 本庄市空き家利活用補助金

子ども食堂や放課後学習支援施設等、地域コミュニティを促進する事業のために空き家を改修し、10年以上継続して非営利で活用する場合、空き家の改修費用の一部を補助します(居住用家屋として利用するための改修は対象外)。

**対象者** 市税に滞納のない、次のいずれかに該当する方  
・ 空き家の所有者  
・ 所有者の同意を得て対象事業を行う方  
・ 空き家を賃借(購入)しようとする方

- 対象の空き家** 次のすべてに該当する市内の空き家
- ①昭和56年6月1日以降に着工されたもの(昭和56年5月31日以前に着工されたものについては耐震基準に適合していること、または当該改修工事で耐震工事を実施するもの)
  - ②1年以上使用されていないもの
  - ③建築基準法の規定に違反がないもの

**補助金額** 補助対象工事に要する費用の3分の2(都市機能誘導区域内：上限100万円、その他の区域：上限60万円)

**【補助金の申請にあたっての注意】** 補助要件等、詳しくはお問い合わせください。なお、業者との契約や工事等を行う前に、都市計画課へご相談ください(予算額に達し次第、受付を終了します)。

## 空き家の解体、相談してみませんか

空き家の解体を促進するため、次の事業者と協定を締結しました。空き家の解体を検討している方、まずはご相談ください。

**すまいの終活ナビ【株式会社】** ☎ 0120-479-033 (平日：午前9時～午後6時)

空き家の情報をもとに「解体業者の紹介」や「解体シミュレーションによる解体費用の算出」、「業者からの見積取得」ができます。

また、解体業者の登録も受け付けています。

詳しくは、市HPへ▶

